

焼津市告示第118号

令和8年度焼津市働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月20日

焼津市長 中野 弘道

令和8年度焼津市働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、中小企業等における安定的な雇用の確保を促進し、もって市内の中小企業等の振興を図るため、市内の中小企業者等が実施する環境整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合若しくは中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条の2に規定する協業組合であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に事業所等（事務所、店舗等を含む。以下同じ。）を有すること。

イ 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者でないこと。

エ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

オ 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないと認めたものでないこと。

(2) 環境整備事業 市内の事業所等で勤務する従業員の確保と定着を目的として実施する次に掲げる事業をいう。

ア 福利厚生の上昇を図るために施設、設備等を整備する事業

イ 労働環境の改善を図るために施設、設備等を整備する事業

ウ その他市長が必要と認める事業

(3) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定す

る被保険者である者をいう。ただし、事業主の配偶者及び3親等以内の親族を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所等を有し、常用雇用者を1人以上雇用している中小企業者等とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 国及び他の地方公共団体から環境整備事業に対し同種の補助を受けていないこと。
- (3) 令和6年度焼津市働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱（令和6年焼津市告示第248号）又は令和7年度焼津市働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱（令和7年焼津市告示第227号）による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が実施する環境整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、別表に掲げるもので次に掲げるいずれにも該当するものとする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるもの及び市の他の要綱による補助金等の交付を受けた際に補助の対象となったものを除く。

- (1) 令和9年3月31日までに完了するものであること。
- (2) 市内に事業所を有する中小企業者等に発注し、施工されるものであること。
- (3) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものであること。

(補助率及び補助額)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助率及び補助額については、補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(補助金交付回数)

第6条 同一の申請者に対する当該要綱による補助金の交付回数は、1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する14日前までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

- (4) 施工場所の位置図及び平面図（設備等を導入し、又は改修する場合に限る。）
- (5) 工事を行う部分の施工前の状況がわかる写真
- (6) 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書、個人事業者の場合にあっては個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し
- (7) 補助事業を実施する場所が申請者の住所と異なる場合は、市内の事業所等の所在が確認できる書類
- (8) 補助事業に係る契約書、見積書（原則2者以上から徴収されたもので、経費の内訳が記載されたもの）、工事図面等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（変更申請）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第7条の規定による申請内容を変更するときは、あらかじめ事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）に、変更収支予算書（第3号様式）と変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（第6号様

式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更・中止・廃止承認通知書(第6号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月8日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第7号様式)

(2) 事業報告書(第8号様式)

(3) 収支決算書(第3号様式)

(4) 補助事業実施後の状態が確認できる写真

(5) 補助対象経費の支出を証する書類(納品書、請求書及び領収書、振込データ、通帳等の写し)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書(第9号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定に基づき、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告の徴取)

第17条 市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表 (第4条関係)

対象事業	対象経費	費目
ア 福利厚生の上を向上を図るために施設、設備等を整備する事業	休憩室、託児スペース、更衣室、洗面所、化粧室、シャワー、多目的トイレ、男女別に使用するためのトイレ、従業員寮等を設置する工事に要する経費	委託費(設計費を含む。)、工事請負費(修繕費を含む。)、備品購入費(個々に従業員へ支給されるものを除く。)、リース料その他市長が必要と認める経費
イ 労働環境の改善を図るために施設、設備等を整備する事業	スロープ、手摺り等を設置する工事、事業所内の床面の段差を解消させる工事等に要する経費(エアコン、ミストシャワー、シーリングファン、スポットクーラー、大型扇風機、スプリンクラー、水分補給器具、循環扇、遮光フィルム及びファンベストの導入並びに建築物等の断熱工事に係る経費を除く。)	
ウ その他市長が必要と認める事業	市内の事業所等で勤務する従業員を確保し、定着させるために市長が必要と認める経費	